

笠置町周辺地域の 新型コロナウイルス感染症の 感染状況について

令和3年4月16日 京都府相楽郡笠置町

笠置町周辺地域の感染状況について

○近隣保健所管内の感染確認者累計(4月9日～4月15日)

地域	累計感染者数	最終感染公表日
山城南保健所管内 (京都府)	24人	4月15日
奈良市保健所管内 (奈良県)	142人	4月15日
伊賀保健所管内 (三重県)	11人	4月15日

出典:京都府、奈良市及び三重県の公表情報を基に、笠置町で集計

感染再拡大防止のための今後の対策

京都府

まん延防止等重点措置期間(5月5日まで)における新たな要請事項①

大学等への要請

- ・大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入稿する学生数を50%以下に抑えること。
- ・大学ガイドラインの遵守を徹底すること。特にクラブ活動における許可制の導入や他府県への遠征の中止又は延期するなど、感染防止対策に留意すること。なお、中止又は延期できない場合には、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認すること。
- ・京都府が国と協力して実施する府内大学における新型コロナウイルスモニタリング検査等に協力すること。

まん延防止等重点措置期間(5月5日まで)における新たな要請事項②

- ・大学等の授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること。(「きょうとマナー」の厳守)
- ・学生寮における感染防止対策を徹底すること。
- ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底すること。
 - ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ・クラブ・サークル等のコンパ
 - ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ・食事中も含めた、マスクを外しての会話

中学校・高等学校等への要請

- ・高等学校等において、公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校や、下校時の混雑を避けるために1コマの授業時間を短縮されるなど、各学校の実態を踏まえて、通学時の密を避けるための対策を行うこと。
- ・中学、高等学校におけるクラブ活動については、原則、自校生で行内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底すること。
- ・なお、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加すること。

京都府まん延防止等重点措置等について

区域 京都市（京都市以外の地域についても、
特措法に基づいた要請等を実施）

期間 令和3年4月12日～5月5日

1、外出の自粛等（京都府全域）

（特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく要請）

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと

（第24条第9項に基づく要請）

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること

2、催者（イベント等）の開催制限（京都府全域）

イベント主催者、施設管理者等に対し、以下の要件に沿った開催・施設利用を要請
(特措法第24条第9項)

【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの：100%以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以下※

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）

内では座席間隔を設けなくともよい。（50%を超える場合がある）

人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

・事前相談 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること

3、施設の使用制限等(京都市内)①

(1) 特措法に基づく要請

対象施設	<p>【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>(特措法第31条の6第1項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・営業時間短縮(5時~20時)を要請。ただし、酒類の提供は11時~19時・従業員への検査勧奨・入場者の感染防止のための整理・誘導

3、施設の使用制限(京都市内)②

要請内容

- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止

3、施設の使用制限(京都市内)③

要請内容

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- ・CO2センサーの設置
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額

1店舗あたり、時短要請に応じた1日当たり、事業規模(売上高)に応じた支給額(定休日を除く)

※期間中は京都府・市が連携して飲食店等への個別確認指導を実施します。

3、施設の使用制限(京都市内)④

(2)特措法によらない働きかけを行う施設

劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかける。

対象施設	内容
運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館 ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時~20時) ただし、酒類の提供は11時~19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%(大声での歓声等がない場合:100%)とすること ・入場者の整理誘導等を行うこと

3、施設の使用制限(京都市内)⑤

対象施設	内容
遊興施設※ 物品販売業を営む(1,000㎡超) (生活必需物資を除く) サービス業を営む店舗(1,000㎡ 超)(生活必需サービスを除く)	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)

4、施設の使用制限等(京都市外)①

(1) 特措法に基づく要請

なお、営業時間短縮については山城・乙訓地域15市町村のみ要請

対象施設	【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) ・営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置

4、施設の使用制限(京都市外)②

要請内容

- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止
- ・CO2センサーの設置
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外。これらの施設を含め、業種別のガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額 1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円(定休日を除く)

5、職場への出勤等

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請（特措法第24条第9項）

- ・「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤などの取り組みを推進すること

感染の再拡大を徹底して
防ぐためのお願い

1、一人ひとりがうつらない うつさない 行動を！

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。会話の時は必ずマスクをしましょう！

2、飲食機会の感染予防の徹底①

- ・飲食時のきょうとマナーに御協力をお願いします。

〈きょうとマナー〉

- ・適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・会話の時は、マスクを着用！
- ・食事前、退店時には手指消毒を！
- ・お店では大声で話さないでください！
- ・2時間、4人までを目安に！

2、飲食機会の感染予防の徹底②

- ・宴会や家族以外のホームパーティー・飲酒は控えてください。
- ・屋外での飲酒も控えてください。
- ・外食時は1人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」に御協力ください。
- ・カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による飛沫防止など感染防止対策を徹底してください。

4、医療機関・高齢者施設等への お願い

医療機関・高齢者施設等における面会は自粛してください

感染リスクが高まる 「5つの場面」

10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会
から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のために

「新しい生活様式」の実践例等について

(1)一人ひとりの基本的感染対策①

3つの基本:①身体的距離の確保、②マスク着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 会話をするとき、人との間隔を十分とれない場合は、マスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。
- ※重症化リスクの高い人と接触する際は、体調管理を厳重に。

(1)一人ひとりの基本的感染対策②

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、
感染が流行している地域への移動は控えましょう。
- 発症した時のため、誰とどこで会ったか記録をとりましょう。
厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』
や、京都府のコロナ追跡サービス『こことろ』を活用しましょう。
- 地域の感染状況に注意しましょう。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- こまめな手洗い・手指の消毒
- マスクの着用など、咳エチケットの徹底
- こまめな換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 『3密』(密閉、密集、密接)の回避
- 一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。
発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず、自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式①

買い物

- 通販の利用
- 一人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

(3) 日常生活の各場面別の生活様式②

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を。又は、自宅で動画活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

(3) 日常生活の各場面別の生活様式③

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

(3) 日常生活の各場面別の生活様式④

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく斜め向かいに座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

(3) 日常生活の各場面別の生活様式⑤

イベント等への参加

- 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』や、京都府のコロナ追跡サービス『こことろ』など、接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合、参加はやめましょう

(4) 働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務

□時差通勤でゆったりと

□オフィスはひろびろと

□会議はオンライン

□対面での打ち合わせは換気とマスク

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成されていますので、ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 への感染が疑われる場合の 対応について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は・・・

- 11月1日から、新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査体制が変わりました。
- 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医などの身近な医療機関へ電話で御相談ください。
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、次の窓口に連絡して下さい。
きょうと新型コロナ医療相談センター
電話：075-414-5487（365日24時間）

新型コロナウイルス感染症 に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスへの 感染に関する人権への配慮について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の発生が危惧されております。
- ▶ このような行為は重大な人権侵害です。町民の皆様におかれましては憶測やデマに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある病気です。闘う相手はウイルスであり、人ではありません。
- ▶ 不当な差別やいじめ等の様々な人権問題については、以下の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

みんなの人権110番

電話：0570-003-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

笠置町の今後の対応について

- 今後も、京都府と連携を密にし、
テレビ等による正確な情報の提供と、
適切な対応に努めますので、ご確認ください。